

「一般寄附」と 「企業版ふるさと納税」

制度の違いを解説します！

一般寄附

企業が社会貢献や公益目的で、金銭・物品・サービスなどを非営利団体や自治体に提供すること

群馬県内に本社がある企業
群馬県外に本社がある企業

企業版ふるさと納税

企業が地方自治体の「地方創生事業」に寄附することで、法人住民税・法人事業税・法人税の控除を受けられる制度

群馬県外に本社がある企業 ※1

※1 群馬県内に本社がある企業は対象外になります。

例えば、100万円寄附した場合

- ・損金算入効果：約3割 ※2
- ・税額控除：ありません

= 最大約3割の軽減効果

100万円 - 約30万円 = 約70万円
実質、約70万円の自己負担

- ・損金算入効果：約3割 ※2
- ・税額控除：
最大6割（法人関係税から控除）
 - 法人住民税：寄附額の40%（上限あり）
 - 法人事業税：寄附額の20%（上限あり）
 - 法人税：住民税で4割に達しない場合、残額を補填。ただし寄附額の1割まで（法人税額の5%が上限）

= 最大約9割の軽減効果

100万円 - 約90万円 = 約10万円
実質、約10万円の自己負担

※2 損金算入効果は、資本金及び所得金額により異なります。

デジチャレに寄附いただいた際の県からの御礼

- 📁 御寄附をいただいた企業について、デジタルトランスフォーメーション課のホームページで御紹介いたします。（掲載を希望されない場合は、お申し付けください。）
- 📁 今年度の取組の集大成として、3月に開催する成果発表会へご案内します。
- 📁 100万円以上の御寄附には感謝状を贈呈します。

お問い合わせ先

群馬県 知事戦略部デジタルトランスフォーメーション課

✉ dejitora（アットマーク）^{※3} pref.gunma.lg.jp ☎ 027-226-2331

※3 「（アットマーク）」を@に置き換えてください。